

江南市まちづくり懇談会実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、江南市市民自治によるまちづくり基本条例（平成23年条例第1号）第12条、第13条及び第14条第2項の規定に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体（以下「区・町内会」という。）がその地域の問題解決や課題実現に向けて協議する場に市職員が参加し、市政の説明、専門知識を活かした助言等をする江南市まちづくり懇談会（以下「懇談会」という。）を実施することにより、地域の自治力を向上させていくことを目的とする。

(申込団体)

第2条 懇談会の申込をすることができる団体は、市内の区・町内会とする。

(開催時間及び開催会場)

第3条 懇談会の開催時間は、午前9時から午後9時までの間で2時間以内とする。

2 懇談会の開催会場の手配及び管理については、懇談会を企画及び開催する市内の区・町内会（以下「主催者」という。）の責任において行うものとする。

3 懇談会の開催会場の場所は、市内に限るものとする。

(開催日)

第4条 懇談会の開催日は、1月4日から12月28日までとする。

(申込方法等)

第5条 主催者は、懇談会の開催希望日の1月前までに江南市まちづくり懇談会開催に係る事前協議申込書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

2 主催者は、前項の事前協議が整った場合に江南市まちづくり懇談会職員派遣申込書（様式第2）を市長に提出できるものとする。

3 市長は、前項に規定する申込みがあったときは、市職員派遣の可否を決定

し、江南市まちづくり懇談会職員派遣決定（否決）通知書（様式第3）により主催者に通知するものとする。

4 市長は、前項の決定をする場合において、必要と認めるときは条件を付することができる。

（取消し）

第6条 市長は、懇談会が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市職員の派遣を取り消すことができる。

（1）公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。

（2）政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるとき。

（3）懇談会の目的に反し、市職員の派遣が適当でないとき。

（4）その他、業務の都合上、市職員を派遣できないとき。

2 市長は、前項の規定により市職員の派遣の取消しを決定したときは、速やかに江南市まちづくり懇談会職員派遣取消通知書（様式第4）により主催者に通知するものとする。

（変更の届出）

第7条 主催者は、第5条第2項に規定する申込みの内容に変更があったときは、直ちに市長に届け出て、その承認を受けなければならない。

（周知）

第8条 主催者は、懇談会を地域の住民に開かれたものにし、並びに地域の問題解決及び課題実現を達成するため、地域の住民のみならず、事業所等にも広く参加を呼びかけるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。